

定款の一部変更について

1. 変更内容

- (1) 総会資料について電子提供制度（※）を導入し、原則として総会資料を送付せず、当協会のホームページ上で総会資料が閲覧できるようにする。

※電子提供制度

定款で定めることにより、総会資料をインターネット上（企業・法人のウェブサイトなど）に掲載し、株主や社員にウェブサイトのアドレスを書面で通知するなどの方法により、総会資料を電子的に提供する制度。

なお、インターネットの利用が困難な方や、総会資料の送付を強く希望する方への配慮として、総会資料を書面で送付することも可能。

- (2) 本部の理事会の権限となっている支部長の選定等を支部の理事会の権限に移行する。

2. 変更理由

(1) 総会資料の電子提供制度の導入について

- ①総会資料の印刷・製本・発送に要する時間と費用を削減するため。
- ②従来よりも早い段階での総会資料の閲覧を可能とし、特に委任状で議決権を行使する会員に議案検討のための十分な時間を確保するため。
- ③ペーパーレス化を促進し、持続可能な社会の実現（SDGs）に貢献するため。

(2) 支部長の選定等に係る権限の移行について

- ①支部の代表者として支部業務全般を統括する支部長については、各支部の総意で選定された候補者を本部が追認する形で選定しており、実質的には支部が支部長を選定していることから、支部長の選定等（解職を含む）を本部の権限から支部の権限に移行し、支部長の決定プロセスを実態に即したものとするため。
- ②支部長の選定を支部の権限に移行することで、特に役員改選期において生じる、本部が機関決定（6月の総会を経て7月に開催される理事会での承認）を行うまで支部長が選定されないという現行制度の課題を解決することができ、支部においては、支部長の交代時も継ぎ目のない円滑な業務執行が可能となるため。

3. 改正内容

新旧対照表のとおり

4. 実施予定日

(1) 総会資料の電子提供制度の導入について

令和6年度通常総会時

※令和5年度通常総会では、これまで通り「招集通知書(兼 委任状)」と「総会資料」を会員に郵送した上で、協会ホームページに総会資料を試験的に掲載。

(2) 支部長の選定等に係る権限の移行について

令和6年度

「定款」新旧対照表（該当箇所抜粋）

| 改正案 | 現行 | 改正内容 |
|--|--|--|
| <p>(招集) 第15条 3 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。 <u>なお、総会の招集に際しては、総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとることができるものとする。</u></p> | <p>(招集) 第15条 3 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。</p> | <p>総会資料について、電子提供制度に基づく電子提供措置(総会資料を当協会のホームページに掲載して電子的に提供)をとることができる旨を追加。</p> |
| <p>(権限) 第31条 理事会は、次の職務を行う。 (削除)</p> | <p>(権限) 第31条 理事会は、次の職務を行う。 (4) 支部長の選定及び解職</p> | <p>支部長の選定等の権限を本部から支部に移行するため、本部の理事会の権限から支部長の選定・解職に関する定めを削除。</p> |